　◯◯株式会社と従業員代表□□□□は、◯◯株式会社における育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

**（育児休業の申出を拒むことができる従業員）**

第１条 　事業所長は、次の従業員から１歳（法定要件に該当する場合は１歳６か月又は２歳）

　　　に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことがで

　　　きるものとする。

　　　一　入社１年未満の従業員

　　　二　申出の日から１年以内（１歳６か月及び２歳までの申出をする場合は、６か月以内）

　　　　に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　　　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（介護休業の申出を拒むことができる従業員）**

第２条　事業所長は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことがで

　　　きるものとする。

　　　一　入社１年未満の従業員

　　　二　申出の日から９３日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員

　　　三　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（子の看護休暇、介護休暇の半日単位取得について）**

第３条　対象となる従業員は、勤務時間○時～○時○分の従業員とする。

　　　２　取得の単位となる時間数は、始業時刻から○時間又は終業時刻まで○時間○分とする。

　　　３　休暇１日当たりの時間数は、○時間○分とする。

**（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）**

第４条　事業所長は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むこと

　　　ができるものとする。

　　　一　入社６か月未満の従業員

　　　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）**

第５条　事業所長は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことがで

　　　きるものとする。

　　　一　入社６か月未満の従業員

　　　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（育児・介護のための所定外労働の制限の申出を拒むことができる従業員）**

第６条　事業所長は、次の従業員から所定外労働の制限の申出があったときは、その申出を拒む

　　　ことができるものとする。

　　　一　入社１年未満の従業員

　　　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）**

第７条　事業所長は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むこ

　　　とができるものとする。

　　　一　入社１年未満の従業員

　　　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（介護短時間勤務の申出を拒むことができる従業員）**

第８条　事業所長は、次の従業員から介護短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むこ

　　　とができるものとする。

　　　一　入社１年未満の従業員

　　　二　１週間の所定労働日数が２日以下の従業員

**（従業員への通知）**

第９条　事業所長は、第１条から第２条及び第４条から第８条までのいずれかの規定により従業

　　　員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

**（有効期間）**

第１０条　本協定の有効期間は、平成◯年◯月◯日から平成◯年◯月◯日までとする。 ただし、

　　　　有効期間満了の１か月前までに、会社、従業員いずれからも申出がないときには、更に

　　　　１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

　　　　　　　　　　平成◯年◯月◯日

　　　　　　　　　　　　　　　　　◯◯株式会社

　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　代表取締役 　◯◯◯◯　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 従業員代表 　□□□□　　　　印